

役員在任年齢に関する規程

規程第 02-011 号

2002 年 10 月 1 日制定

(目的)

第 1 条 この規程は、本社の役員在任年齢に関する事項を定めることを目的とする。

(常勤役員の在任年齢)

第 2 条 常勤役員の在任年齢は、原則として満 70 歳までとする。

(非常勤役員の在任年齢)

第 3 条 非常勤役員の在任年齢は、原則として満 80 歳までとする。

(退任日)

第 4 条 任期中に第 2 条あるいは第 3 条に定める年齢に達したときは、任期満了を持って在任年齢到達日とする。

(特例措置)

第 5 条 当該役員の知識および経験が、本社の業務運営上特に必要とされる場合であつて、かつ当該役員を例外的に扱うべき理由が、公益法人の適正な業務運営に関する国民の信頼を確保する観点から見ても適切と判断される場合については、理事会の承認を得て、本規程を適用しないことができる。

以上